

平成29年度 第7回天童市農業委員会総会 会議録

平成29年9月13日(水)午後1時30分 第7回天童市農業委員会総会を天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	堀越重助	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洗一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	遠藤市雄	19番	片桐久雄
10番	清野貢市		

2 欠席した委員

なし

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

局長	大内淳一	局長補佐	今田明
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午後1時20分 開会

議 長 (議事に先立ち、会長のあいさつ)
議 長 去る9月8日付け天童市農業委員会告示第16号にて招集しました、平成29年度第7回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会は全員出席ですので開会します。
議 長 日程第3号議事録署名の指名をします。5番、横山愛委員、6番、秋保茂男委員の両名にお願いします。

議 長 日程第4の事務処理報告をお願いします。事務局の説明を求めます

事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
(資料に基づき説明)

総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。

総会資料2ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。

総会資料3ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

議 長 事務処理報告が事務局からありましたが、皆さんから何かご質問等ありませんか。

議 長 2番の相続による3条の届出で、今回の申請は持ち分の2分の1だけのようですが、残りの2分の1は誰が相続するのですか。

今野(滋)委員 受人の●●さんの生家は干布であり、渡人である母親の●●さんが一人で住んでおりました。姉がおり、持ち分の2分の1はおそらくその姉に相続されたと思います。

布施主事 分かる範囲でのご説明をいたします。渡人である●●さんの所有権の持分がもともと2分の1でありました。残りの2分の1の所有権の持ち主に関しましては、登記簿謄本が現在手元にございませので分かりません。

議 長 その他、ご質問ありませんか
日程第5の議事に入ります。
承認第7号 農地法第18条第6項の規定による審査について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（４ページ）説明する。

議 長 ご異議ございませんか。

（ありません、の声）

議 長 承認第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の審査につきましては、異議なしと認め承認いたします。

議 長 議第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（５ページ）説明する。

議 長 事務局から説明がありましたが、担当の農業委員から説明を求めたいと思います。

1 番、清野貢市委員。

清野委員 事由の通り問題ありません。

議 長 2 番、原田洗一郎委員。

原田委員 渡人の●●さんは就農して間もないのですが、父親が急逝したことによる労力不足のため、来年以降の田の耕作が困難になり、時期にそぐわない形ではありますが本申請に至りました。なお、果樹の栽培は継続していく意向であります。

議 長 担当委員から、申請の事由の通り問題ないということですが、何か皆さんからご異議ございませんか。

議 長 1 番の案件はどうして 3 条で契約したのですか。農業経営基盤促進法は利用できなかったのですか。

布施主事 受人である●●さんは経営農地が一町一反あるので、農業経営基盤促進法を利用可能ではありますが、認定農業者にはなっておらず、受人の意向もあり 3 条にて契約を結びました。

議 長 その他、ご異議ございませんか。

（ありません、の声）

議 長 議第 25 号農地法第 3 条の規定による許可については異議なしと認め、可決・決定いたします。

議 長 議第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程します。事務局の説明を求めます。

今田補佐 総会資料（６ページ）説明する。

議 長 調査委員と担当農業委員の説明を求めたいと思います。

議 長 1 番、齋藤照一委員。

齋藤委員 9 月 5 日に現地を確認しました。申請地は住宅に囲われ、下水道も埋設しており、5 条の許可には問題ありません。

議 長 2 番、熊澤八弘委員。

熊澤委員 申請場所は堆肥場であり問題ありません。

議 長 調査会の調査の結果を求めます。

議 長 熊澤八弘委員。

熊澤委員 1 番は齋藤委員からの報告の通りで問題ありません。2 番は地区の区長にも確認済みであり問題ありません。

議 長 地元農業委員の報告によると事由の通り問題なしということですが、皆さんからご異議ございませんか。

議 長 1 番の受人である●●さんと渡人の●●さんはなぜ使用貸借となっているのですか。

今田補佐 受人である●●さんの妻が、渡人の●●さんの娘となっております。

議 長 皆さんからご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 議第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可につきましては異議なしと認め、可決・決定いたします。

議 長 議第 2 7 号 平成 2 9 年度第 5 回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（7 ページ）説明する。

議 長 事務局から説明がありましたが、皆さんからご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議 長 議第 2 7 号 平成 2 9 年度第 5 回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め、可決・決定いたします。

議 長 議第 2 8 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今田補佐 総会資料（9 ページ）説明する。

- 議 長 何か皆さんから、ご質問、ご意見ございますか。
- 議 長 熊澤八弘委員。
- 熊澤委員 田の集積は現在進行していますが、畑の集積が問題だと思われ
ます。
- 議 長 その他に何か皆さんからございますか。
- 議 長 堀越重助委員。
- 堀越委員 新規就農の方から普通畑の賃貸借斡旋の相談をよく受けます。そ
の際、遊休農地となっている、りんご・桃・ぶどう等の樹園地の紹
介はするのですが、自分で抜根整地をする必要がある旨を伝えると
どうしても敬遠されてしまいます。逆に、更地の状態であれば借り
る人がスムーズに契約に結び付くのではないかと思います。これか
らは、遊休農地の解消の一環として、更地化対策も検討しながらや
っていく必要があると思います
- 議 長 その他にございませんか。
- 議 長 三宅藤義委員。
- 三宅委員 1反歩8万円の枠を緩和して、伐根だけでなく、草刈や除草にも
適用なるようにすれば借入希望者は増えると思います。
- 議 長 事務局。
- 事務局長 遊休農地解消事業については、決算委員会、議会でも補助金単価
についての質問がありまして、来年度予算要求には組み込む方向で
検討しております。また、草刈等の管理については、各地区の改善
団体に一部仕事を依頼可能か検討中であり、要綱を大幅に改正して、
利用改善団体のほうで簡易な草刈等をしていただけるような方策
を来年度からスタートできたらと考えております。
- 議 長 その他に皆さんから、何か農地等の利用の最適化の推進に関する
指針についてご異議ございませんか。
- (ありません、の声)
- 議 長 議題28号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針につい
てはこの通り可決・決定いたします。

以上をもちまして平成29年度第7回天童市農業委員会総会を終
了いたします。

(終了 午後2時10分)